

議案第38号

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月13日提出

天理市長 並 河 健

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年9月天理市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。